

**中央公園ファミリープールエリア再整備等事業に係る事業者の公募・選定支援業務
公募型プロポーザル説明書**

1 業務の概要

(1) 業務名

中央公園ファミリープールエリア再整備等事業に係る事業者の公募・選定支援業務

(2) 業務内容

別添「中央公園ファミリープールエリア再整備等事業に係る事業者の公募・選定支援業務 基本仕様書」のとおり

(3) 業務場所

中央公園ファミリープールエリア

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年10月29日まで

2 業務費

本業務に係る費用は21,615,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 担当部署

広島市都市整備局緑化推進部公園整備課公園企画調整担当

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL 082-504-2860 FAX 082-504-2391

電子メール park-sei@city.hiroshima.lg.jp

4 全体スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・ 公示日 | 令和8年8月17日（月） |
| ・ 質問受付期限 | 令和8年8月21日（金） |
| ・ 応募資格確認申請書提出期限 | 令和8年8月28日（金） |
| ・ 提案書提出期限 | 令和8年9月11日（金） |
| ・ 審査（ヒアリング） | 令和8年9月25日（金）（予定） |
| ・ 審査結果通知 | 令和9年9月29日（火）（予定） |

5 応募資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の必要な条件は、次のとおりとする。なお、本業務実施のための共同企業体としての参加も認めるが、単体企業として参加する者が共同企業体の構成員となることや、他の参加者の再委託予定事業者となることは認めない。

(1) 単体企業の応募資格

ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないこと。

イ 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ウ 公示の日現在から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

オ 暴力団又は暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。

カ 再委託する場合の再委託予定事業者についても、上記アからオの条件をすべて満たしていること。また、再委託予定事業者が、他の参加者の再委託予定事業者と重複することは妨げない。なお、再委託する場合は、あらかじめ本市の承諾を得る必要がある。

キ 平成23年4月1日以降に、元請として受託し完了した、次に該当する業務の実績を1件以上有していること（共同企業体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。）。

- ・ 官民連携手法による都市公園の整備に係る事業者公募の発注者支援業務（アドバイザー業務など）。ただし、国または地方公共団体が発注した業務に限る。

ク 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）又は技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を保有していること。

(2) 共同企業体の応募資格

参加者は、以下の要件を満たす者であること。

ア 共同企業体の構成員数は2者又は3者であること。

イ 構成員のすべてが(1)アからオを満たすこと。

ウ 再委託を行う場合の再委託予定事業者については、(1)アからオの条件をすべて満たしていること。また、再委託予定事業者が、他の参加者の再委託予定事業者と重複することは妨げない。なお、再委託する場合は、あらかじめ本市の承諾を得る必要がある。

エ 構成員のうち1人以上が、(1)キの条件を満たしていること。

オ 構成員のうち1人以上が、(1)クの条件を満たしていること。

カ 構成員の分担業務が、業務の内容により、本業務共同企業体協定書において明らかであること。

キ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員や他の参加者の再委託予定事業者となっていないこと。

6 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を全て提出すること。

※共同企業体の場合は、構成員ごとに、ア及びイを提出すること。

ア 応募資格確認申請書（様式1） 1部

イ 5の応募資格(1)イに該当していることが確認できる書類

① 広島市税の納税証明書（写し可） 1部

「〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

② 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） 1部

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書「その3の3」（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

③ 本市に納税義務がない場合は、広島市税の納税証明書にかわる申立書（様式7） 1部

本市に事業所を有しないこと等が確認できる書類（登記の写し等）も添付すること。

ウ 5の応募資格(1)キが確認できる資料

- ・ 業務内容が確認できる資料（契約書の写し、実績証明書等）

エ 5の応募資格(1)クが確認できる資料

オ 共同企業体結成届等（様式 2-1、2-2、2-3） 各 1 部（共同企業体で応募資格確認申請書を提出する場合に限る。）

※ 応募資格確認申請書提出時において、協定の締結がなされていない場合、提案書の提出時までに締結し、共同企業体結成届等を添付すること。結成されていることを確認できない場合は、提案書を受け付けない。

(2) 提出期間

公示日から令和 8 年 8 月 2 8 日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年 9 月 26 日条例第 49 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(3) 提出先

3の担当部署

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理・審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

7 提案書等の作成と提出

(1) 提案書の作成

提案は、下記①から⑤を踏まえて行うこと。

① 本市が令和 2 年 3 月に策定した「中央公園の今後の活用に係る基本方針」

② 本市が令和 5 年 3 月に公表した「中央公園内の公共施設の集約化等に係る方向性」

③ 本市が令和 7 年 3 月に策定した「ファミリープールエリア再整備基本構想」

④ 本市が令和 8 年 5 月 2 7 日に開催した第 1 回ファミリープールエリア再整備・管理運営事業者選定部会の参考資料「ファミリープールエリアの再整備について（整備概要）」

⑤ 「中央公園ファミリープールエリア（仮称）再整備・管理運営事業 実施方針（案）」

※ ①～④は、本市ホームページから入手すること。

※ ⑤は、応募資格確認申請書（様式 1）を確認した結果、応募資格を有することが確認できた者に対し、電子メール又は広島市大容量ファイル交換システムにて配付するため、受領を希望する者は、関係資料受領申請書兼誓約書（様式 8）を記入の上、3の担当部署に持参又は電子メールで提出すること。

(2) 提出書類

次のア、イ、ウを提出すること。

ア 提案書正本（様式 3（正本用表紙）＋様式 5） 1 部

イ 提案書副本（様式 4（副本用表紙）＋様式 5） 1 2 部

ウ 共同企業体結成届等（様式 2-1、2-2、2-3） 各 1 部（応募資格確認申請書提出時に提出しなかった共同企業体に限る）

(3) 提出期間

応募資格確認結果の通知日から令和 8 年 9 月 1 1 日（金）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(4) 提出先

3の担当部署

(5) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(6) 留意事項

ア 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。

イ 提出後の提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。

ウ 提案書の正本用表紙（様式3）には、提案者名（所在地、企業名、代表者職氏名）等を記載し、提案者が押印すること。ただし、提案者名等の記載と押印は正本用表紙（様式3）のみとし、副本用表紙（様式4）には提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。

エ 提案書（様式5）には提案者（提出者）名を記載しないこと。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

8 ヒアリングの実施

中央公園ファミリープールエリア再整備等事業に係る事業者の公募・選定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案書の提出者を対象にヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの実施日は、都合により変更する場合がある。

また、提案書の提出者が5者を超える場合は、書類審査による一次選定を行うため、ヒアリングの実施日を延期することがある。

(1) 実施日

令和8年9月25日（金）（予定）

(2) 場所・時間

別途通知する。

(3) 持ち時間

1提案につき30分（提案書説明20分、質疑応答10分）

(4) 出席者

出席人数は3名以内とし、業務責任者は必ず出席すること。

(5) 留意事項

パソコン、液晶プロジェクターの使用は認める。（本市でプロジェクター、スクリーン、レーザーポインターは用意するが、パソコンは持参すること。）

9 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和8年8月21日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所 3の担当部署

ウ 受付方法 質問書（様式6）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き 4 日以内に質問者に直接回答し、3 の担当部署において、令和 8 年 9 月 1 1 日（金）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで供覧するとともに、本市ホームページに掲載する。

10 審査

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、審査委員会において、受託候補者特定基準に基づいて行う。

(2) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審議の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、本市の求める最低限の水準（総計の 6 割）に達していないと判断された場合においては、受託候補者として特定しない。

イ 最高得点者が 2 者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(4) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。

(5) 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに応募者数、最高得点者の商号又は名称と総得点について、本市ホームページにおいて公表する。

11 契約

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険契約を締結して、3 の担当部署に提出したとき。なお、履行保証保険契約の締結にあたっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると契約の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（本市のホームページからダウンロードできる。）を、3 の担当部署に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の①から③までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

① 契約を締結しようとする日から過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。

② 広島市税について滞納がないこと。

③ 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（本市のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。なお、契約保証金免除申請の承認には、本市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に、3の担当部署に申請すること。

12 その他

- (1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規程を遵守しなければならない。
- (2) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (4) 提案書に記載の従事予定者の変更は、原則として認めない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合で、本市の了解を得た場合はこの限りではない。
- (5) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合若しくはその他不正の行為をした場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 応募資格を満たしていない者のする提案書提出は無効とする。
- (8) 本業務の受託者（企業体の構成員、再委託事業者を含む。）は、今後本市が発注を予定している「中央公園ファミリープールエリア（仮称）再整備・管理運営事業」の入札に参加することはできない。ただし、当該事業について発注者を支援する業務（CM業務等）についてはこの限りではない。
- (9) 提出された提案書等に係る内容は、受託候補者特定の目的以外で提案者に無断で使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合には、この限りではない。また、広島市情報公開条例第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (10) 別添「中央公園ファミリープールエリア再整備等事業に係る事業者の公募・選定支援業務 基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（様式5を添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。